

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者の授業料免除及び
徴収猶予取扱特例要項

〔 令和 2 年 6 月 18 日 〕
制 定

改正 令和 4 年 7 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の学生のうち、経済的理由により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、教育の機会均等を図るため、授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものである。

(対象者)

第 2 条 授業料免除及び徴収猶予の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、経済的理由により授業料の納付が著しく困難であると認められる者とする。

- (1) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の提出があった場合
- (2) 事由発生後の所得が令和元年度、令和 2 年度、又は令和 3 年度の所得と比較し 1 / 2 以下となった場合

2 前項の規定にかかわらず、私費外国人留学生については、学生本人又は同一世帯の家族が日本で働いており、事由発生後の所得が令和元年度、令和 2 年度、又は令和 3 年度の所得と比較し 1 / 2 以下となった場合で、経済的理由により授業料の納付が著しく困難であると認められる者とする。

3 学部学生のうち、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金制度における認定を受けた者は、対象外とする。

(申請手続)

第 3 条 前条の規定により免除及び徴収猶予を受けようとする者は、本学の指定する期間内に、次に掲げる書類を添えて、学長に提出するものとする。

- (1) 授業料免除及び徴収猶予申請書
- (2) その他本学が必要と認める書類

(選考機関及び許可)

第 4 条 授業料の免除及び徴収猶予は、前条の規定により申請があった者について、学生支援室の議を経て、学長が許可する。

(免除の額)

第 5 条 免除の額は、原則として授業料の全部又は一部とする。

(他の規則との関係)

第 6 条 この要項に定めのない事項については、東京藝術大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則の定めるところによる。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 2 年 6 月 18 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 4 年 7 月 22 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。